

かず整形外科クリニック
指定通所リハビリテーション（みなし）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団K&Aが開設するかず整形外科クリニック（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 かず整形外科クリニック
- 二 所在地 横浜市港南区丸山台2-26-17

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者医師1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも

指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

二 理学療法士5名（常勤兼務4名、非常勤兼務1）

理学療法士は、通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

三 看護職員7名（常勤兼務4名、非常勤兼務3）

看護職員は、通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

四 介護職員8名（常勤兼務7名、非常勤兼務1）

介護職員は、通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業時間	月曜から土曜	8：30～17：30	※土曜は16：00
サービス提供時間	1単位目	月曜日～土曜日午前	9：00～12：10
	2単位目	月曜日～金曜日	14：00～17：10

ただし、日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び当院休診日を除く（夏季及び年末年始）。

（指定通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、介護予防通所リハビリテーションも含めて、1単位最大32人とする。

（指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 指定通所リハビリテーション
- 二 個別リハビリテーション

2 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 使い捨てオムツ 110円
- 個包装マスク 50円
- 尿取りパッド 55円

二 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、横浜市港南区丸山台、上永谷、東永谷、下永谷、日限山、野庭町、芹が谷の一部、南舞岡の一部とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（緊急時等における対応方法）

第10条 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 事業者は、消防法に規定する防火管理者又は防火管理についての責任者を設置して、消防計画（これに準ずる計画を含む。）を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

2 事業者は、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練等を実施する。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(ハラスメント対策)

第14条 事業者は、職員による利用者に対するハラスメント及び利用者からの職員に対するハラスメントの防止に努めるものとする。
職員同士のハラスメント防止に努めるものとする。

(感染症対策の強化)

第15条 事業者は、以下の感染症対策を実施する。

- 1 職員、利用者の検温、マスク着用、手指消毒の徹底
- 2 定期的な換気
- 3 施設内の定期的な除菌清掃
- 4 密集を防ぐため、ソーシャルディスタンスへの配慮
- 5 感染症対策マニュアルの周知徹底

(衛生管理等)

第16条 事業所において感染症の発生及びまん延を防止するために次の措置を講じる。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第17条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止)

第18条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当責任者をおき職員同士のハラスメント防止に努めるものとする。
- 五 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修採用後3か月以内
- 二 継続研修年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団K&Aと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

平成30年1月1日から施行する。

第14条・第15条を加える(令和3年4月1日から施行)

第16条・第18条を加える(令和4年4月1日から施行)

第4条を変更する(令和6年4月1日から施行)